



ひたちなか市告示第14号

水戸・勝田都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年2月9日

ひたちなか市長 大谷



1 都市計画の種類

道路（3・3・35号市毛五台線，3・3・37号佐和停車場高野線，3・4・53号那珂湊環状線，3・4・121号武田堀口線（変更前名称：3・4・121号武田市毛線），3・4・136号富士ノ上阿字ヶ浦線，3・4・150号高野稲田線，3・4・151号高場高野線，3・4・152号関場橋通り線，3・4・153号後台片岡線，3・4・154号津田兔野線，3・4・155号津田後台線，3・5・45号勝田佐野線，3・5・112号西赤坂線，3・5・156号津田片岡線，3・5・157号津田猪山線，3・5・158号津田砂沢線及び3・6・59号牛久保線）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・3・35号市毛五台線

変更する部分

ひたちなか市大字津田字川戸，字地藏堂，字祢宜山，字八軒及び字久保の各一部

(2) 3・3・37号佐和停車場高野線

変更する部分

ひたちなか市大字高野字栗河野及び字桑木の各一部

(3) 3・4・53号那珂湊環状線

削除する部分

ひたちなか市海門町一丁目の一部

- (4) 3・4・121号武田堀口線 (変更前名称: 3・4・121号武田市毛線)

削除する部分

ひたちなか市大字堀口字向坪, 字下谷津, 字新地坪, 字久保坪及び
字塙坪の各一部

ひたちなか市大字市毛字下坪, 字本郷坪及び字原坪の各一部

- (5) 3・4・136号富士ノ上阿字ヶ浦線

削除する部分

ひたちなか市和田町一丁目の一部

ひたちなか市富士ノ上の一部

ひたちなか市牛久保二丁目の一部

ひたちなか市浅井内の一部

- (6) 3・4・150号高野稲田線

削除する部分

ひたちなか市大字高野字東原, 字登解山, 字道正地, 字板宮,
字常葉, 字柏野及び字後々内の各一部

ひたちなか市大字稲田字老ノ塚の一部

ひたちなか市小貫山一丁目の一部

- (7) 3・4・151号高場高野線

削除する部分

ひたちなか市大字高野字板宮の一部

- (8) 3・4・152号関場橋通り線

削除する部分

ひたちなか市大字津田字台楽, 字七軒前, 字東七軒, 字砂沢,
字西地藏堂及び字西台楽の各一部

- (9) 3・4・153号後台片岡線

削除する部分

ひたちなか市大字後台字片岡の一部

ひたちなか市大字津田字猪山の一部

- (10) 3・4・154号津田兎野線

削除する部分

ひたちなか市大字津田字祢宜山, 字八軒, 字砂沢, 字三角及び
字兎野の各一部

- (11) 3・4・155号津田後台線
削除する部分
ひたちなか市大字津田字地藏堂，字川戸，字台楽，字草市，
字向砂沢，字猪山及び字駒形の各一部
ひたちなか市大字後台字片岡の一部
ひたちなか市津田東四丁目の一部
- (12) 3・5・45号勝田佐野線
変更する部分
ひたちなか市大字勝倉字大平，字鴨柴，字鴨氏原，字福平，
字勝負ノ間及び字鹿島台の各一部
- (13) 3・5・112号西赤坂線
削除する部分
ひたちなか市田宮原の一部
ひたちなか市西十三奉行の一部
ひたちなか市西赤坂の一部
- (14) 3・5・156号津田片岡線
削除する部分
ひたちなか市大字津田字川戸，字東七軒，字七軒，字片岡前及び
字猪山の各一部
ひたちなか市大字後台字片岡の一部
ひたちなか市津田東二丁目の一部
ひたちなか市津田東三丁目の一部
ひたちなか市津田東四丁目の一部
- (15) 3・5・157号津田猪山線
削除する部分
ひたちなか市大字津田字草市，字猪山，字片岡前，字片岡，
字向砂沢及び字七軒の各一部
- (16) 3・5・158号津田砂沢線
削除する部分
ひたちなか市大字津田字向砂沢，字駒形，字砂沢及び字兎野の各一部
ひたちなか市津田東三丁目の一部
- (17) 3・6・59号牛久保線
削除する部分
ひたちなか市牛久保一丁目の一部

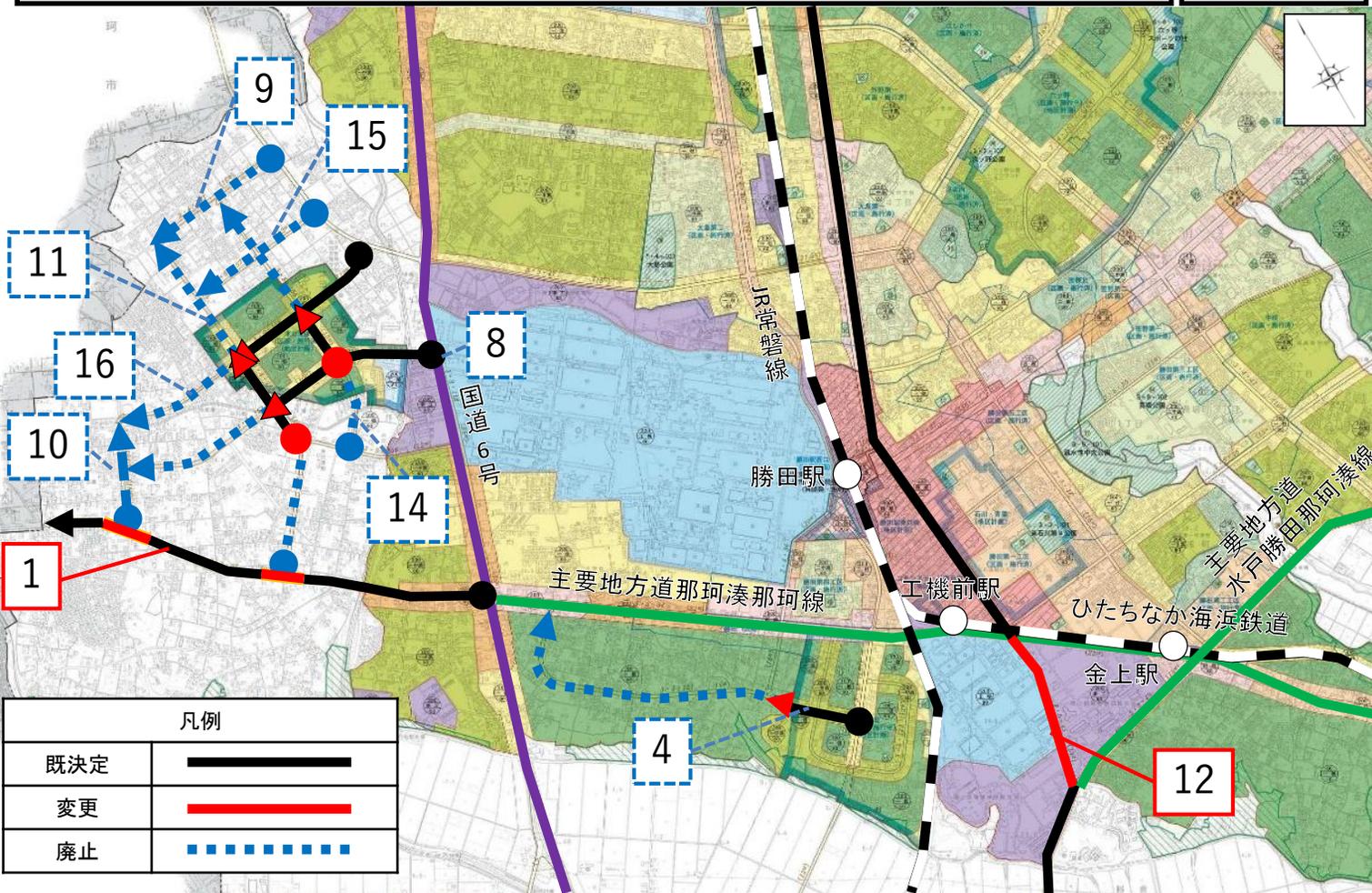
ひたちなか市牛久保二丁目の一部

3 縦覧場所

ひたちなか市役所都市整備部都市計画課内

水戸・勝田都市計画 道路の変更【ひたちなか市決定】

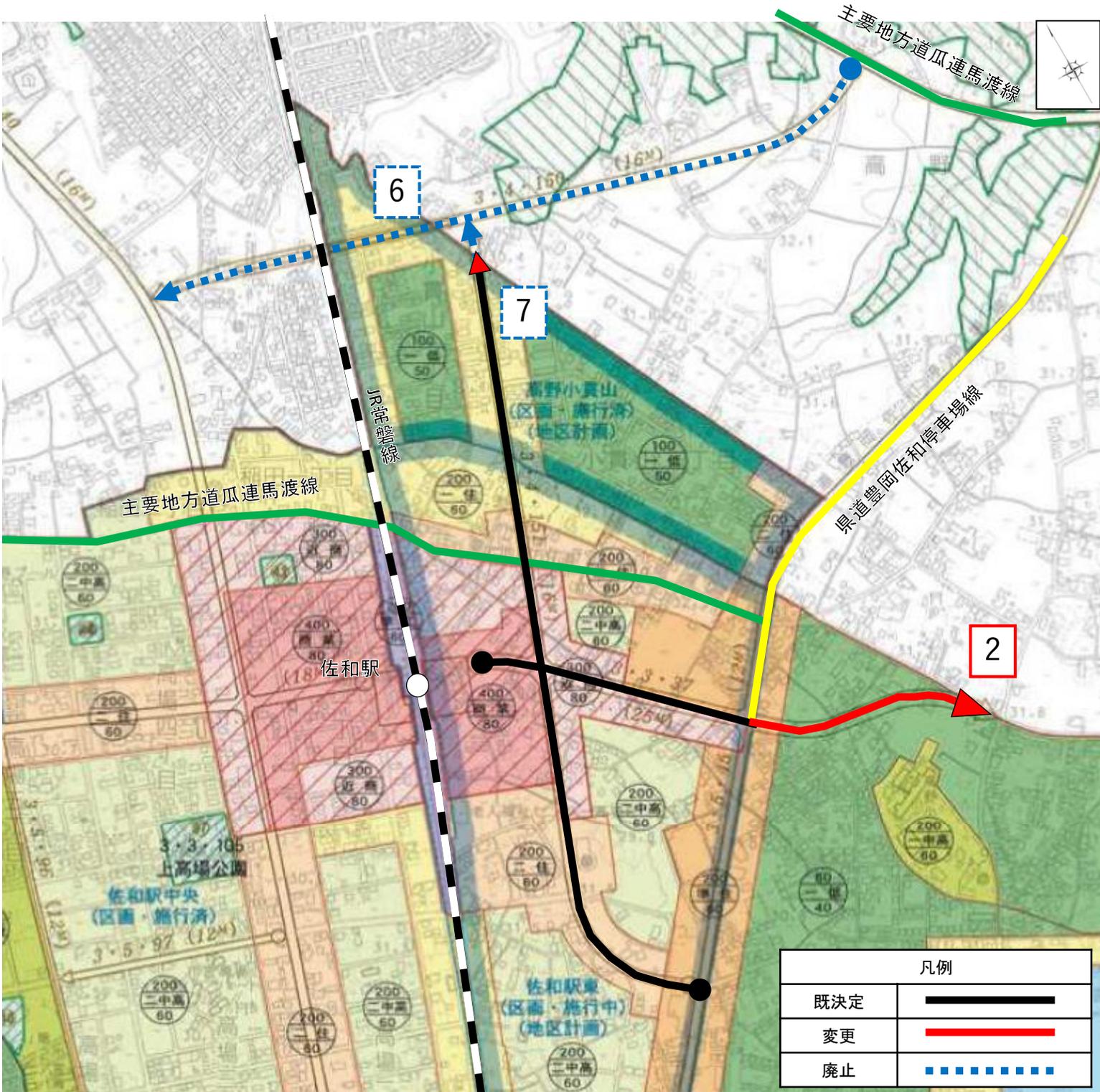
概要図



| 変更の概要 | | | | | | |
|-------|----------------|-----|-----------|-------|-----|---------------------------|
| 1 | 3・3・35 市毛五台線 | 変更前 | L=約2,260m | W=22m | - | 一部幅員の変更 (交差点部：23m→22m) |
| | | 変更後 | L=約2,260m | W=22m | 4車線 | |
| 4 | 3・4・121 武田堀口線 | 変更前 | L=約1,760m | W=16m | - | 一部廃止及び名称の変更 |
| | | 変更後 | L=約420m | W=16m | 2車線 | |
| 8 | 3・4・152 関場橋通り線 | 変更前 | L=約1,560m | W=16m | - | 一部廃止 |
| | | 変更後 | L=約770m | W=16m | 2車線 | |
| 9 | 3・4・153 後台片岡線 | 変更前 | L=約640m | W=16m | - | 全線廃止 |
| 10 | 3・4・154 津田兎野線 | 変更前 | L=約490m | W=16m | - | 全線廃止 |
| | | 変更後 | - | - | - | |
| 11 | 3・4・155 津田後台線 | 変更前 | L=約1,730m | W=16m | - | 一部廃止 |
| | | 変更後 | L=約480m | W=16m | 2車線 | |
| 12 | 3・5・45 勝田佐野線 | 変更前 | L=約8,540m | W=15m | - | 一部幅員の変更 (18m→15m) |
| | | 変更後 | L=約8,540m | W=15m | 2車線 | |
| 14 | 3・5・156 津田片岡線 | 変更前 | L=約1,330m | W=12m | - | 一部廃止 |
| | | 変更後 | L=約260m | W=12m | 2車線 | |
| 15 | 3・5・157 津田猪山線 | 変更前 | L=約640m | W=12m | - | 全線廃止 |
| | | 変更後 | - | - | - | |
| 16 | 3・5・158 津田砂沢線 | 変更前 | L=約1,420m | W=12m | - | 一部廃止 |
| | | 変更後 | L=約760m | W=12m | 2車線 | |

【変更理由】

ひたちなか市において、社会経済情勢の変化を踏まえて実施した長期未着手路線の見直し結果を基に道路ネットワークを再編するため、本案のとおり計画を変更するものである。

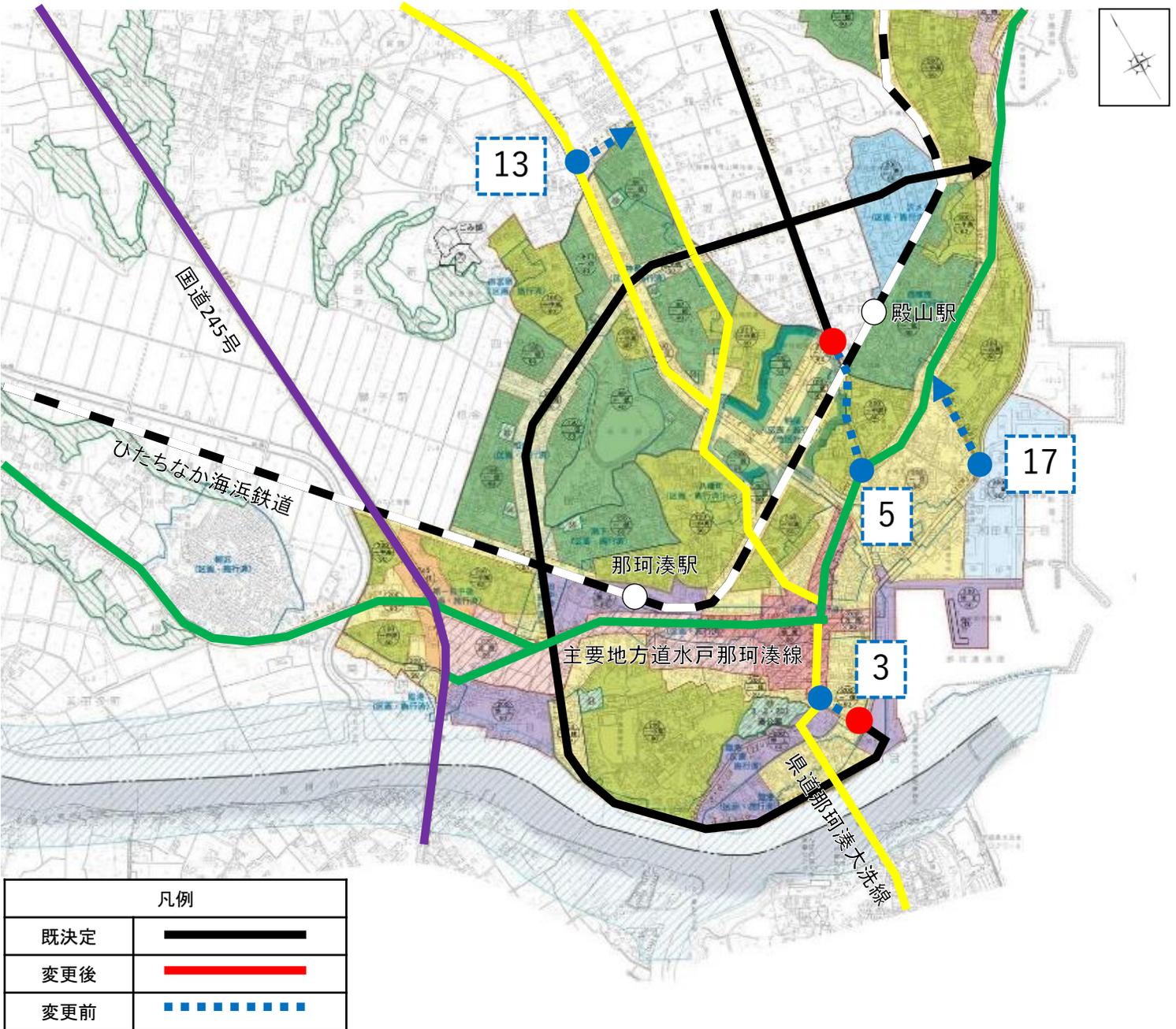


変更の概要

| No. | 区画番号 | 名称 | 変更前 | | | | 変更後 |
|-----|---------|----------|-----------|-------|-----|----------------------|-----|
| | | | 長さ | 幅員 | 車線数 | 備考 | |
| 2 | 3・3・37 | 佐和停車場高野線 | L=約930m | W=25m | - | 一部幅員の変更 (25m→14m) | |
| | | | L=約930m | W=25m | 2車線 | | |
| 6 | 3・4・150 | 高野稲田線 | L=約1,230m | W=16m | - | 全線廃止 | |
| | | | - | - | - | | |
| 7 | 3・4・151 | 高場高野線 | L=約1,400m | W=16m | - | 一部廃止 | |
| | | | L=約1,340m | W=16m | 2車線 | | |

【変更理由】

ひたちなか市において、社会経済情勢の変化を踏まえて実施した長期未着手路線の見直し結果を基に道路ネットワークを再編するため、本案のとおり計画を変更するものである。



| 変更の概要 | | | | | | |
|-------|-------------------|-----|-----------|-------|-----|------|
| 3 | 3・4・53 那珂湊環状線 | 変更前 | L=約4,750m | W=16m | — | 一部廃止 |
| | | 変更後 | L=約4,580m | W=16m | 2車線 | |
| 5 | 3・4・136 富士ノ上阿字ヶ浦線 | 変更前 | L=約5,090m | W=16m | — | 一部廃止 |
| | | 変更後 | L=約4,600m | W=16m | 2車線 | |
| 13 | 3・5・112 西赤坂線 | 変更前 | L=約260m | W=12m | — | 全線廃止 |
| | | 変更後 | — | — | — | |
| 17 | 3・6・59 牛久保線 | 変更前 | L=約320m | W=8m | — | 全線廃止 |
| | | 変更後 | — | — | — | |

【変更理由】

ひたちなか市において、社会経済情勢の変化を踏まえて実施した長期未着手路線の見直し結果を基に道路ネットワークを再編するため、本案のとおり計画を変更するものである。